

独立行政法人に係る改革を推進するための 農林水産省関係法律の整備に関する法律案の概要

I 趣旨

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)に基づき、農林水産省所管の独立行政法人の組織の見直し及び事務・事業の特性に応じたガバナンスの高度化等を行うため、6法人を2法人に統合する等の所要の措置を講ずる。

II 改正の概要

1 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法の改正

種苗管理センター

農業・食品産業技術
総合研究機構

農業生物資源研究所

農業環境技術研究所

統合

農業・食品産業技術総合研究機構

「攻めの農業」を強力に推進するため、基礎から応用まで一貫した効率的な研究の推進等を図る。

- 統合に伴い、法人の目的及び業務の範囲等の規定を整備（第4条、第14条等関係）
- 代表権を有する種苗管理業務担当の役員を設置（第10条第3項関係）

2 国立研究開発法人水産総合研究センター法の改正

水産大学校

水産総合研究センター

統合

水産研究・教育機構（仮称）

水産業の健全な発展のため、研究開発機能と人材育成機能の一体的な向上を図る。

- 統合に伴い、法人の名称、目的及び業務の範囲等の規定を整備（題名、第2条、第3条及び第12条等関係）
- 代表権を有する水産大学校の業務担当の役員を設置（第8条第2項関係）

3 独立行政法人農業者年金基金法及び独立行政法人農林漁業信用基金法の改正

農業者年金基金

ガバナンス強化

- 役職員の秘密保持義務規定を整備（第7条の2及び第69条関係）

農林漁業信用基金

ガバナンス強化

- 役職員の秘密保持義務規定を整備（第10条の2及び第26条関係）
- 金融庁検査を導入（第20条の2関係）
- 主務大臣が任命する出資者等から成る運営委員会を設置（第11条の2から第11条の4まで関係）

III 効果

国の政策の実施機関として各法人の担う政策実施機能を最大限向上させるとともに、適切なガバナンスの下で、業務の質と効率性を向上させる。